

平成18年10月から

国保と老人保健が変わります！



70歳未満の人

高額療養費の自己負担限度額が変わります

同じ月内の医療費の自己負担額が高額になり、医療機関に支払った自己負担額が、下表の限度額を超えた場合は、その超えた分があとから支給されます。今回の改正で、70歳未満の人は下表のように自己負担限度額が一部引き上げられます。

平成18年9月30日まで ●自己負担限度額（月額）		
	3回目まで	4回目以降※
一般	72,300円+ (医療費-241,000円)×1%	40,200円
上位所得者	139,800円+ (医療費-466,000円)×1%	77,700円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円



平成18年10月1日から ●自己負担限度額（月額）		
	3回目まで	4回目以降※
一般	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
上位所得者	150,000円+ (医療費-500,000円)×1%	83,400円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円



人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額が変わります

高額の治療を長期間継続して行う必要がある疾病の場合、1か月の自己負担額は1万円までとされていましたが、慢性腎不全で人工透析を要する上位所得者については、自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられます。



70歳以上の人

現役並みの所得がある人の自己負担割合が変わります

70歳以上または老人保健で医療を受ける人のうち、現役並みの所得がある人は、医療機関に支払う自己負担割合が引き上げられます。

平成18年9月30日まで
2割



平成18年10月1日から
3割



高額療養費（高額医療費）の自己負担限度額が変わります

同じ月内の医療費の自己負担額が高額になり、医療機関に支払った自己負担額が、下表の限度額を超えた場合は、その超えた分があとから支給されます。70歳以上または老人保健で医療を受ける人は下表のように自己負担限度額が一部引き上げられます。

平成18年9月30日まで ●自己負担限度額（月額）		
	外来(個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一般	12,000円	40,200円
現役並み 所得者	40,200円	72,300円+ 医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算（4回目以降の場合40,200円）
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円



平成18年10月1日から ●自己負担限度額（月額）		
	外来(個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一般	12,000円	44,400円
現役並み 所得者	44,400円	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算（4回目以降の場合44,400円）
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円



70歳未満の人

療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担が変わります

療養病床に入院する70歳以上の人は、食料費相当のみを負担していましたが、今回改正で食費と居住費を負担することになります。

平成18年9月30日まで
食料費相当を負担
24,000円



平成18年10月1日から
1か月の費用のめやす
食費 42,000円
居住費 10,000円

★所得の低い人は負担が軽減されます。

住民税非課税世帯	30,000円
年金受給額80万円以下等	22,000円
老齢福祉年金受給者	10,000円

※人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する患者や脊髄損傷（四肢麻痺が見られる状態）、難病等の患者については、現行どおり食料費相当のみ(24,000円)の負担となります。

ご存じですか？

国民健康保険

1) 国保について

わが国は「国民皆保険制度」をとっており、全員が何らかの医療保険に加入することになっています。国民健康保険（国保）はその医療保険のひとつで、みなさんの住む市区町村が運営しています。国保は、「医療の助け合い」制度です。地域のみなさんがお金（保険税）を出し合い、安心して病気やけがの治療が受けられるようになっています。

◎国保に加入する人

職場の健康保険（健康保険組合や共済組合）の加入者とその家族（被扶養者）、生活保護を受けている方などを除き、地域のみなさん全員が国保に加入します。

- ①お店などを経営している方（自営業者） ②退職して職場の健康保険をやめた方
- ③農業を営んでいる方 ④パート・アルバイトなどで、職場の健康保険に加入していない方

◎国保に加入するとき

- ・転入 職場の健康保険などに加入していない方が、他の市区町村から転入してきた日
- ・退職 職場の健康保険などをやめた日（退職日の翌日）
- ・出生 子どもが生まれた日
- ・生活保護 生活保護を受けなくなった日

◎国保をやめることになる日

- ・転入 他の市区町村に転出した日、またはその翌日
- ・加入 職場の健康保険などに加入した日の翌日
- ・死亡 死亡した日の翌日
- ・生活保護 生活保護を受けはじめた日

◎国保（保険証）が使えないとき

○病気とみなされない場合

- ・健康診断や人間ドック・予防注射・正常な妊娠、出産・経済的理由による妊娠中絶
- ・日常生活に差し支えないわきが、しみ、ほくろなど・美容整形・歯列矯正

○他の保健が使える場合

- ・仕事上や勤務中の病気やけが・以前勤務していた職場の健康保険が使えるとき

○国保の給付が制限される場合